

子育て世帯等臨時特別支援(10万円現金一括)給付の申請について(再周知)

健康福祉課子育て支援室 ☎ (25) 1184

子育て世帯等臨時特別支援給付(10万円現金一括)の申請について再度周知します。未申請のかたは、令和4年3月31日(木)までに申請をお願いします(新生児のかたの締切りは令和4年4月15日(金)です)。※一度受け取られたかたは対象外です。

別居しているかたを含む、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給日には実際に子どもを監護しているにも関わらず、給付金を受け取れていないかた
※基準日：令和3年9月30日(中学生以下にあつては令和3年8月31日)

申請が必要な支給対象者

- 令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同未満の場合)の保護者
- 当該児童の兄弟分の児童手当受給者を除く
- 所属庁から児童手当(本則給付)を受け取っている公務員
- 令和4年3月末日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象児童(新生児)の保護者

- 令和3年9月30日時点で高送いただくか、子育て支援室窓口までお持ちください。様式は市ホームページからも印刷することができます。
- 提出の際は、添付書類の準備を忘れないようお願いします。

申請方法

申請書を郵送しました(令和3年12月末)ので、記入のうえ、同封の返信用封筒で返送いただくか、子育て支援室窓口までお持ちください。様式は市ホームページからも印刷することができます。

添付書類

- 本人(保護者) 確認書類の写し(運転免許証、健康保険証など) ※申請者全員必要
- 受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカードなど) ※申請者全員必要
- 令和3年9月分の児童手当を受給していることがわか

- る書類(支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当の受給が分かる給与明細の写しなど) ※該当者のみ必要(公務員など)
- 令和3年度課税証明書(申請者または配偶者が令和3年1月1日時点で鳥羽市に住民票を有していなかった場合) ※該当者のみ必要
 - 配偶者または対象児童の住所が申請者と異なる場合は、住所が異なるかたの住民票 ※該当者のみ必要

申請の締切

令和4年3月31日(木)まで(新生児については令和4年4月15日(金)まで)

振り込まれる期間

申請受付後、支給決定通知を発送しますので紙面にてご確認ください。

問い合わせ

健康福祉課子育て支援室

子育て世帯への臨時特別給付金 窓口

☎ (25) 1184



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内(再周知)

健康福祉課生活支援係 ☎ (25) 1115

住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金事業について再度周知します。給付金を受給するためには、手続きが必要ですので、以下のとおりご案内いたします。

支給額 1世帯あたり10万円

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

- 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」(下表のとおり)の収入となった世帯(家計急変世帯)

扶養している親族の状況	収入の場合	所得の場合
	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	168.3万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

※鳥羽市の例(市町村によって異なります)

申請方法 (世帯によって異なります)

①の世帯の場合 鳥羽市から支給にあたっての確認書を送付していますので、**必要事項を記載のうえ返送**してください。

※令和3年12月10日時点で鳥羽市に住民登録がある世帯に確認書を送付しています。

②の世帯の場合 健康福祉課生活支援係に申請してください。

申請期限 9月30日(金)

申請書配布先 保健福祉センターひだまりまたは市ホームページからもダウンロードできます(郵送を希望されるかたは問い合わせください)。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-526-145 受付時間 午前9時~午後8時